

○香川県警察の教養の実施に関する訓令

平成13年11月7日
本部訓令第36号

改正 平成18年3月23日本部訓令第6号、平成19年3月30日本部訓令第13号、令和元年6月13日本部訓令第4号、令和3年3月5日本部訓令第3号、令和4年3月22日本部訓令第4号

香川県警察の教養の実施に関する訓令を次のように定める。

香川県警察の教養の実施に関する訓令

香川県警察教養の実施に関する訓令（平成5年香川県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 学校教養

第1節 学校教養の種別（第3条・第4条）

第2節 学校教養の実施（第5条—第15条）

第3章 職場教養（第16条—第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号）、警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号。以下「細則」という。）及び香川県警察教養規則（平成12年香川県公安委員会規則第26号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、香川県警察職員（以下「職員」という。）に対する教養の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（警察教養の実施）

第2条 警察教養は、香川県警察学校（以下「警察学校」という。）その他の教育訓練施設における警察教養（以下「学校教養」という。）及び職場における警察教養（以下「職場教養」という。）のそれぞれの特性を生かし、かつ、両者を適切に関連付け、全体として計画的に実施するものとする。

第2章 学校教養

第1節 学校教養の種別

（警察学校の課程）

第3条 警察学校においては、細則第5条第1項に規定する課程のほか、細則第14条第1項に規定する特別の課程として次に掲げる課程を行うものとする。

（1） 巡査部長又は警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

（2） 巡査部長に相当する職又は警部補に相当する職に昇任し、又は昇任が予定されている警察官以外の職員に、その職務の遂行に必要な知識及び技能を修得させるための課程

（警察学校以外の施設における教育訓練）

第4条 香川県警察本部（以下「警察本部」という。）の課、隊若しくは所、警察学校又は警察署（以下「所属」という。）の長（以下「所属長」という。）は、細則第14条第2項に規定する教育訓練を所属の職員に受けさせる必要があると認めるときは、香川県警察本部警務部警務課長（以下「警務課長」という。）を經由して香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に上申するものとする。

2 警察本部長は、前項の規定による上申を受けた場合において、適当と認めるときは、上申に係る所属長に通知するものとする。

第2節 学校教養の実施

（学校教養実施計画）

第5条 警務課長は、細則第16条第1項の規定により警察庁長官から示される教養実施に関する指針に従い、毎年度、人材の養成に関する方針、業務運営の状況等を勘案して、警察学校において行う課程について、学校教養に係る教養実施計画（以下「学校教養実施計画」という。）を策定しなければならない。

2 警務課長は、学校教養実施計画を策定するに当たり、香川県警察学校長（以下「学校長」という。）及び教養の課程に係る警察本部の所属長（以下「所管課長」という。）と協議するものとする。

- 3 学校教養実施計画においては、各課程の実施時期、教養人員、教養期間その他教養の実施について必要な事項を定めるものとする。
- 4 警務課長は、第1項の規定により学校教養実施計画を策定したときは、警察本部長に報告しなければならない。

(教授内容の策定)

第6条 学校長及び所管課長は、学校教養実施計画に基づき、次に掲げる事項に配意して、教授内容を策定しなければならない。

- (1) 警察学校に入校する職員（以下「学生」という。）の階級及び職に応じ、職務を適正に遂行するために必要な実践的な事項を教授内容とすること。
- (2) 試験その他の方法により、それぞれの課程における教養の効果を測定し、その結果を教授内容に反映させるとともに、必要に応じ学生を教授する職員（以下「教官」という。）等に対し指導を行うこと。

(学校教養実施上の留意事項)

第7条 警察学校における学校教養の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 警察本部長は、教官の任用に当たっては、資質及び能力が優れていると認める者を選定し、効果的かつ効率的な訓練を行わせること。
- (2) 所属長は、教養対象者の選定に当たっては、当該対象者の実務経験、適性、教養履歴等を踏まえて適正に行うこと。
- (3) 学校長及び所管課長は、細則第19条第3号の規定による部外講師の招へいを行うとともに、必要に応じ警察本部の所属長に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を有する職員を講師として派遣するよう要請すること。
- (4) 学校長、教官等は、視聴覚教材その他の教材を活用し、実務事例又は想定事例に関する討議等による演習を行う等効果的かつ効率的な方法により教育訓練を行うこと。

(入校の許可)

第8条 学校長は、細則第5条第1項第3号に規定する課程に係る警察学校への職員の入校については、所管課長から提出された所属長の推薦に係る教養対象者につき審査の上、許可するものとする。

- 2 所管課長は、警察学校への入校を許可された者については、警務課長へ通知するものとする。
- 3 学校長は、警務課長から細則第5条第1項第1号及び第2号並びに第3条に規定する課程に入校する者が決定した旨の通知を受けたときは、入校を許可するものとする。

(退校処分等)

第9条 学校長は、細則第21条第1項及び第2項の規定により処分を行ったときは、速やかに警察本部長に報告するとともに警務課長及び学生（初任科の者を除く。）の属する所属長に通知しなければならない。

第10条及び第11条 削除

(報告)

第12条 学校長は、細則第5条第1項第1号及び第2号並びに第3条に規定する課程が修了したときは、次に掲げる事項について、書面により警務課長に通知するとともに警察本部長に報告しなければならない。

- (1) 実施概況
- (2) 学生の入校に関する記録
- (3) その他警察本部長が特に指定する事項

- 2 所管課長は、所掌に係る細則第5条第1項第3号に規定する課程が修了したときは、その実施概況について、書面により警察本部長に報告しなければならない。
- 3 学校長及び所管課長は、前2項の規定にかかわらず、警察学校における学校教養の課程又は学生に係る重要又は特異な事項については、その都度警務課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。
- 4 警務課長は、警察学校における学校教養の実施状況について、毎年度末までに、書面により警察本部長に報告しなければならない。

(成績の通知)

第13条 学校長は、所属における職場教養を効果的に推進するため、細則第5条第1項第1号及び第2号並びに第3条に規定する課程を修了した学生の成績について、警務課長及び学生の属する所属長に通知するものとする。

(所属長の責務)

第14条 所属長は、学校教養の実施に関し積極的に協力しなければならない。

(学校長への委任)

第15条 規則及びこの訓令に定めるもののほか、学校教養の運営上必要な事項は、学校長が定める。

2 学校長は、前項の規定により学校教養の運営上必要な事項を定めたときは、警察本部長に報告しなければならない。

第3章 職場教養

(職場教養実施計画)

第16条 警務課長は、総合的な見地から、毎年度、当面の重要事項、業務運営の状況等を勘案して、職場教養に係る教養実施計画（以下「職場教養実施計画」という。）を策定しなければならない。

2 警務課長は、職場教養実施計画を策定するに当たり、学校長及び所管課長と協議するものとする。

3 警務課長は、第1項の規定により職場教養実施計画を策定したときは、警察本部長に報告しなければならない。

(職場教養実施上の留意事項)

第17条 所属長は、所属の職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるための職場教養の実施に当たっては、業務の内容及び職場の状況に応じて、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 所属の職員が積極的に自己啓発に取り組むよう奨励すること。

(2) 教養の目的に応じ、全員教養、幹部教養、係別教養、新任教養等を行うこと。

(3) 職務等に関する質疑応答を励行するとともに、視聴覚教材の活用、想定事例に関する演習等を取り入れる等教養の方法に創意工夫を凝らすこと。

(警察署における職場教養)

第17条の2 警察署長は、毎月1回以上、当該警察署のすべての職員を対象とする定期招集を実施し、自ら点検及び訓示を行うとともに、幹部に必要な指示及び教養を行わせなければならない。

2 警察署長は、前項の規定により定期招集を実施した場合その他職員に対する訓示、指示又は教養があった場合は、別記様式第1号の教養日誌にその内容を記録しておかなければならない。

(資料配布及び巡回教養)

第18条 警察本部の所属長は、所掌事務について必要があると認めるときは、教養に資する資料等を作成し各所属に配付するほか、又は他の所属を巡回して行う教養（以下「巡回教養」という。）を実施するものとする。

2 所属長は、当該所属の職員に対する巡回教養が実施されるときは、必要に応じて、職員を招集し、職員の勤務について配慮する等巡回教養が効果的かつ効率的に実施できるよう協力するものとする。

(実務研修)

第19条 所属長は、所属の職員に対し規則第8条に規定する実務研修を受けさせる必要があると認めるときは、警務課長を経由して警察本部長に上申するものとする。

2 警察本部長は、前項の規定による上申を受けた場合において、適当と認めるときは、上申に係る所属長に通知するものとする。

(研修及び講習)

第20条 警察本部長は、規則第5条に規定する管理者研修のほか、必要に応じて、次に掲げる研修又は講習を実施するものとする。

(1) 新たに所属長若しくは次長（これに相当する職を含む。）となった者又は警視、警部、主幹若しくは課長補佐に昇任した者（昇任が予定されている者を含む。）に対し、その職又は階級ごとに行う学術及び実務の修得並びに管理監督能力の養育に資するための新任幹部研修

(2) 職員に対する警察実務の更なる修習並びに特定の警察実務を担当する職員に対する専門的な知識及び技能の養成に資するための実務講習

(3) 職員に対する品性資質の陶や、常識の養育等に資するための講演会、講習会その他の講習

2 前項に規定する研修又は講習は、警察本部において実施するものとする。ただし、他の場所で実施することが効率的かつ効果的であると認められるときは、研修又は講習を適当な場所で実施するものとする。

3 第1項に規定する研修又は講習は、警察学校又は所属において修得することが困難であると認められる警察実務に重点を置いて実施するものとする。

(専門的事項に関する教養)

第21条 所属長は、必要に応じて、専門的事項に関する知識及び技能を有する職員に、当該事項に関する職員（他の所属の職員を含む。）に対する教養を行わせるものとする。

(実施結果報告)

第22条 所属長は、毎月の職場教養の実施状況を別に定めるところにより、警務課長に報告しなければならない。

2 警務課長は、職場教養の実施状況について、毎年度末までに書面により警察本部長に報告しなければならない。

い。

附 則

この訓令は、平成13年11月16日から施行する。

附 則（平成18年3月23日本部訓令第6号）
（施行期日）

1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

（香川県警察の教養の実施に関する訓令の一部改正）

4 香川県警察の教養の実施に関する訓令（平成13年香川県警察本部訓令第36号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成19年3月30日本部訓令第13号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日本部訓令第4号）

1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

2 改正前の訓令で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和3年3月5日本部訓令第3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月22日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（別記様式 省略）